

=====

～航空局からのお知らせ～

=====

[2025 年 5 月 8 日]

★特定操縦技能審査関連通達が改正されました

平成 27 年に小型航空機等による航空事故等が続発したことを受け、航空局では平成 28 年度から、有識者や関係団体等から構成される「小型航空機等に係る安全推進委員会」を定期的に開催し、小型航空機等に係る安全対策の構築に係る調査・検討を行っているところです。

令和 6 年 2 月に開催した第 12 回委員会において、今後の取り組みの方向性として、「特定操縦技能審査制度の実効性向上」が確認されたこと及び操縦技能審査員に対して実施したアンケート結果を踏まえ、これまでの運用実態を踏まえた制度運用の適正化及び明確化を図るため、特定操縦技能審査関連通達（特定操縦技能審査実施要領、特定操縦技能審査実施細則、特定操縦技能審査口述ガイダンス）を令和 7 年 3 月 28 日付で改正しました。

※本改正後の通達は令和 7 年 4 月 1 日施行

なお、改正概要は以下のとおりです。

①特定操縦技能審査実施要領（平成 24 年 3 月 29 日国空航第 799 号）の一部改正

- 操縦技能審査員に交付される認定試験合格証等の証明書類について、再交付にかかる手続き及び関連様式を新設。
- 操縦技能審査員の初任・定期講習を修了した際に交付される講習修了証の様式を見直すとともに、電子的な交付を可能。（電子的な交付の運用開始は今年度中を予定）
- その他所要の改正。

②特定操縦技能審査実施細則（平成 24 年 3 月 29 日国空航第 800 号）の一部改正

- 特定操縦技能審査チェックリスト様式の変更。
- その他所要の改正。

③特定操縦技能審査口述ガイダンス（平成 24 年 3 月 29 日国空航第 801 号）の一部改正

- 航空機の操縦に従事するのに必要な知識として求めている項目のうち、「運輸安全委員会の勧告」及び「航空交通管制方式」について、最新の内容に変更。
- その他所要の改正。

特に、操縦技能審査員の皆様におかれましては、特定操縦技能審査の実施前に必ず最新の通達をご確認のうえ、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

最新の通達などについては下記 URL からご確認ください。

●関係法令・規則・通達等

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000009.html

●第 12 回小型航空機等に係る安全推進委員会

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000091.html

※メールアドレス変更や配信停止の場合は、お手数ですが本メールに返信する形でご連絡をお願いいたします。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111

小型航空機安全対策係（内線 50135）

特定操縦技能審査担当（内線 50136）

～X(旧 Twitter)もやっています～https://twitter.com/mlit_kogataki
